

用途地域	係数
第一種低層住居専用地域	4/10
第二種低層住居専用地域	
第一種中高層住居専用地域	
第二種中高層住居専用地域	
第一種住居地域	
第二種住居地域	
準住居地域	
田園住居地域	
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	
工業専用地域	
※市街化調整区域	4/10

※市街化調整区域内の係数は、本市告示「市街化調整区域における容積率等の指定 平成 15 年 12 月 26 日告示第 579 号」により定めています。